

第2章 生物多様性の確保・ 森林の多面的機能の発揮

SDGs



MLGs



現況

1. 生物多様性の保全・再生

本県では約 440 万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、琵琶湖では 2,400 種以上、県域全体で 10,000 種を超える生物が記録されており、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮎ずしなど独自の地域文化も育まれてきました。

しかし、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、侵略的外来種や在来種であるニホンジカ、カワウ等の「数の増加」や、その一方で多くの在来種の「数の減少」といった、人間が引き起こした自然界のバランスの崩れという生物多様性の危機に対して取組を実施する必要があります。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成 21 年（2009 年）に初確認された水生植物のオオバナミズキンバイは琵琶湖全域に拡大し、在来植物との競合、酸素欠乏による底生動物や魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響、農地への侵入や下流域への拡大など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小することにより、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が損なわれています。

また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、県民一人ひとりが、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

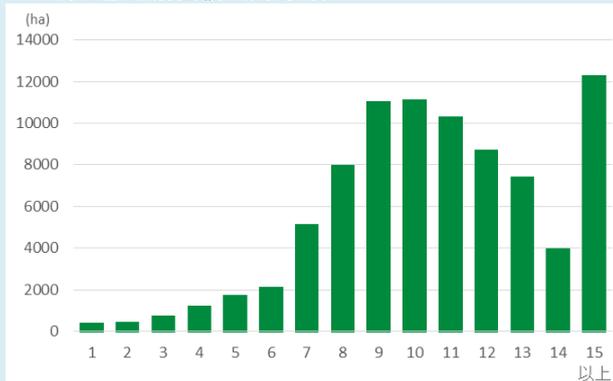
2. 森林づくり

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約 9 割が民有林であり、その中でも個人の所有が全森林の 42% と最も多くなっています。

民有林での人工林は 44% を占めており、主伐による利用が可能な森林（10 齢級以上）は、68% となります。これまでの資源の造成期から、現在は資源の利用期に本格的に移行しています。

人工林の齢級別面積（民有林）



本県では、平成 27 年（2015 年）3月に生物多様性の保全と持続可能な利用のための計画として、「生物多様性しが戦略」を策定しました。

私たちの暮らしは、多様で豊かな生きもののさまざまな働きに支えられて成り立っています。こうした自然の恵みを将来にわたって得られるよう目標を設定し、「生物多様性の危機に対する取組」、「自然の恵みの持続可能な利用の取組」、「生物多様性に対する理解と行動の促進」の3つの行動計画を定めました。これらの行動計画に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関して取り組んでいきます。

野生生物との適切な関係の構築

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。この滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成 18 年(2006 年)3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（共生条例）」を制定しました。

●野生生物の保護

■希少種対策

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック」は 2000 年版の初版以来、共生条例に基づき5年毎に発行されており、最新の 2015 年版では、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により絶滅の危機に瀕していると評価される絶滅危惧種、絶滅危機増大種、または希少種に 719 種の動植物種が選定されました。

希少種保護の対策として、平成 19 年（2007 年）5月にハリヨなど 22 種、平成 26 年（2014 年）1月にハマエンドウなど9種、令和2年（2020 年）3月にアブラヒガイなど4種、計35種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、「生息・生育地保護区」を指定し、平成 25 年度（2013 年度）には 10 箇所目となる「新海浜保護区」を指定しました。

■鳥獣保護

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（令和元2年度現在：45 箇所、99,692ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（令和元2年度現在：14 箇所、1,393ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

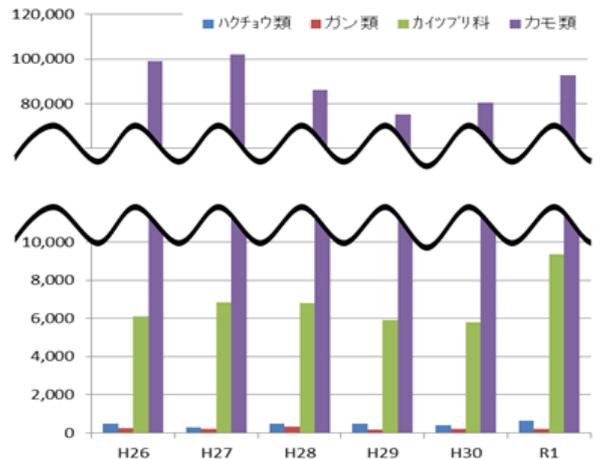
●外来種を含む野生生物の管理

■外来種対策

本県では平成 19 年（2007 年）5月にワニガメやハクビシンなど 15 種類、平成 26 年（2014 年）1月にフロリダマミズヨコエビ1種の動植物を「指定外来種」に指定し、飼養等の届出を義務づけ、野外への放逐等を禁止しました。このうち平成 28 年（2016 年）10月にオオタナゴとヨーロッパナマズ、平成 30 年（2018 年）4月にはガー科魚類が外来生物法の特定外来生物となったため指定外来種の指定を解除されました。令和2年（2020 年）3月にヒメリンゴマイマイなど6種を指定し、現在、指定外来種は 19 種類となっています。近年、本県ではアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等が増加傾向にあり、市町での捕獲も行われています。

平成 21～25 年度には「外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”」事業により山間部と琵琶湖等の水面を除く県内全域で外来種 20 種の分布調査を実施し、調査地域の 81.4%で調査対象の外来種が分布していることが判明しました。

◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



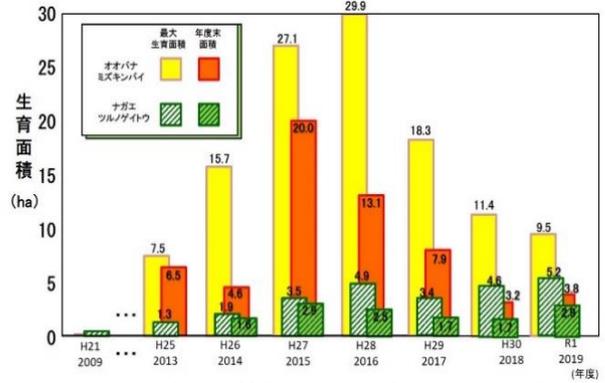
■外来水生植物の駆除

特定外来生物の水生植物は、琵琶湖ではボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等が確認されています。

ボタンウキクサは平成 19 年（2007 年）に赤野井湾等で繁茂しましたが、水草刈取り船による回収と越冬地での駆除を徹底した結果、根絶に成功しました。

ミズヒマワリは平成 19 年（2007 年）に南湖東岸で確認されて以来、ボランティア中心の駆除活動に本県も資材提供等の支援を行い、生育抑制を続けています。

ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは、沿岸域に大規模群落を繁茂させるため、機械駆除と人力駆除を併用して駆除を行い、駆除済み箇所を対象に巡回・監視を行うことで、生育面積の縮減を図っています。



侵略的外来水生植物 2 種の生育面積の経年変化 (平成 21 年度～令和元年度)

■鳥獣被害対策の取組

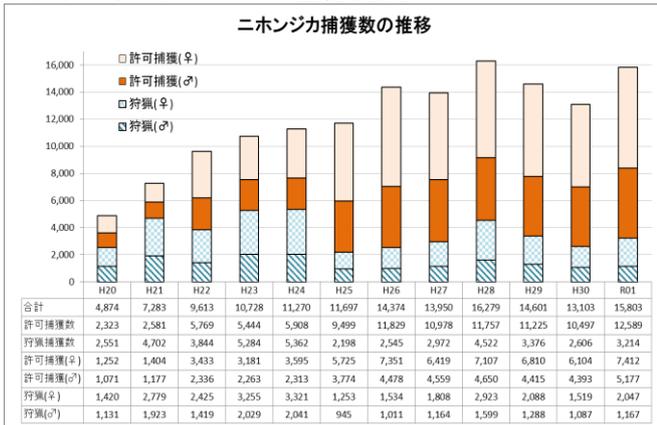
近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず生物多様性の劣化など自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカの摂食圧により下層植生の衰退が起り、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の公益的機能の低下も懸念されています。

こうしたことから本県では、農林水産業被害の軽減、自然環境の保全とともに健全な個体群の維持を目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ツキノワグマについて第一種特定鳥獣保護計画を、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を策定しています。

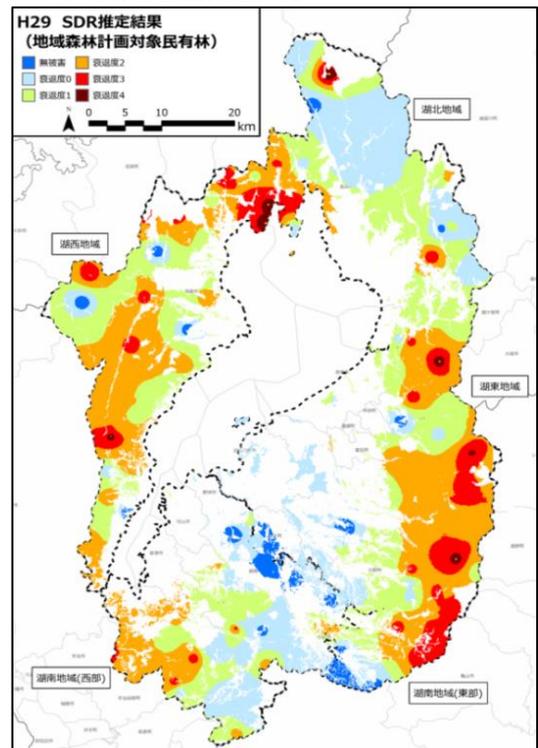
ニホンジカの平成 27 年度の推定生息数は、71,100 頭（中央値；50%信用区間 56,000 頭～92,400 頭）で、減じるためには、早期のうちに一時的に捕獲数を高める必要があります。本県では平成 25 年度より高標高域・奥山地域で滞留するシカの捕獲業務を県発注の委託事業として行い、農林業被害の低減・植生減退の軽減に向けた取り組みをしています。一方、被害防除については、農林業地はもとより、後述する鈴鹿山系や伊吹山での防護柵等の対策を進めています。

カワウについては、急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地（コロニー）周辺での樹木の枯損が起きているため、平成 21 年度からエアライフルにより成鳥を狙うなどの効果的な捕獲を実施しています。その結果、春期の生息数は平成 20 年度には約 38,000 羽程度でしたが、平成 21 年度から減少し始め、令和 3 年度春には、約 12,800 羽となっています。

◆滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



◆シカによる森林植生衰退状況

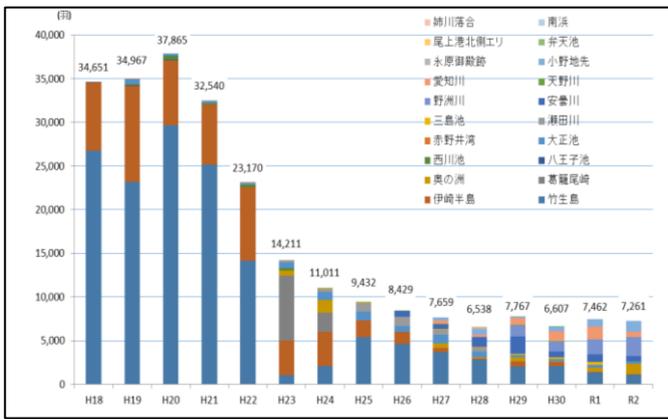


ニホンジカによる皮はぎ被害



下層植生が衰退した森林

◆滋賀県春期（5月）カワウ生息数の推移



生息・生育環境の改善

●緑地環境保全地域・自然記念物

<自然環境保全課>

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成 29 年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として 29 件指定しています。

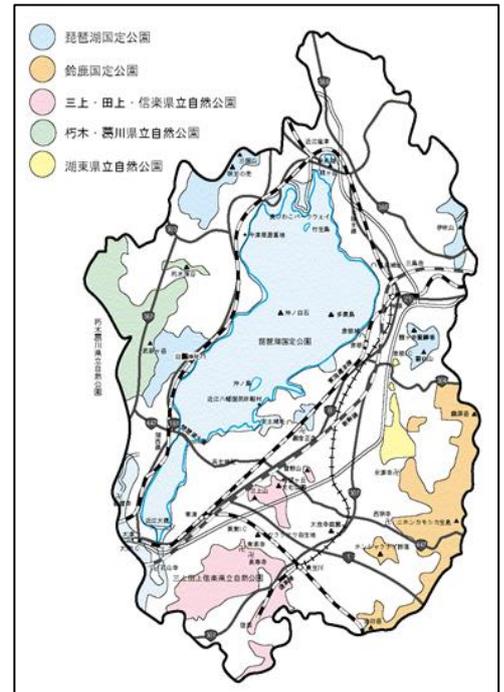
また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、18 箇所の自然保護地など約 437 万㎡を公有化しています。

●自然公園の指定

<自然環境保全課>

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は 37.3%です。

◆県内の自然公園



●鈴鹿生態系維持回復事業

<自然環境保全課>

鈴鹿国定公園内の貴重な植生の保全と衰退した下層植生の回復のため、本事業により植生防護柵やオオイタヤメイゲツ群落の樹皮保護ネットを設置、管理し、シカの捕獲と組み合わせた対策を展開しています。

●伊吹山の自然再生

<自然環境保全課>

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高 1,377m の山であり、県内の植物約 2,300 種のうち約 1,300 種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されていましたが、現在では年間約 30 万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

お花畑では、採草が行われなくなって低木林やススキの繁茂や、山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏み荒らしにより重要植物の減少や外来植物の侵入などの影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成 20 年（2008 年）5月に伊吹山自然再生協議会（現在は伊吹山を守る自然再生協議会に名称変更）を設置し、「伊吹山再生全体構想（平成 21 年（2009 年）3月）」を策定しました。協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板、道標の設置、登山道の修繕および低木・ススキの伐採など、全体構想実現のための取組を進めています。

また、平成 26 年度から入山協力金を導入し、伊吹山の適正な管理に活用しています。

近年、伊吹山山頂のお花畑においてニホンジカの摂食圧が急激に広がり、お花畑の存亡の危機となっていることから植生防護柵の設置を行い、保全対策に取り組んでいます。



伊吹山山頂
お花畑案内図や立入防止柵

●びわこ地球市民の森

<都市計画課>

びわこ地球市民の森は、野洲川南流の廃川敷地を活用して、様々な生き物が暮らす豊かな緑を再生するためとして、「生態系の形成に配慮したビオトープ空間の創造」、「訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹等からなる林の形成」をコンセプトに、植栽基盤や園路などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、一般から参加者を募り、苗木植樹を中心に行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年（2001年）の「滋賀県植樹のつどい」（みどりの日に開催）から、平成26年（2014年）3月末までに、延べ45,994人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。その後は県民の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、間伐などの植栽管理を実施しています。

●豊かな生きものを育む水田

<農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田では、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚が琵琶湖と水田を行き来し、平野部から中流域では、ホタル、ドジョウ、カエルあるいはカスミサンショウウオなどが水田と水路、水田と里山とを行きしていました。このように様々な生きものが生育段階に適した場所へと移動できる環境があり、豊かな生態系が保たれていました。

しかし、農業の生産性や生活の利便性を向上させるための整備などにより、このような環境が失われ、水田周辺の生きものが減少していききました。

そこで、水田とその周辺に生息する生きものが行き来できる環境を取り戻すため、「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めています。



写真 野洲市須原での魚道設置の様子



写真：水路を遊上するニゴロブナの群れと魚道

■魚のゆりかご水田プロジェクト

湖魚が琵琶湖と水田の間を容易に行き来できる、かつての琵琶湖周辺の水田環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトにより、かつての水田環境が再生されるほか、生きもの観察会が開催されるなど、子ども達の貴重な環境学習の場の提供にもつながっています。

■魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田」に取り組み、かつ除草剤を使用する場合は水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすとされている除草剤を除いたものに限るなどして作られたお米を『魚のゆりかご水田米』として県が認証しています。

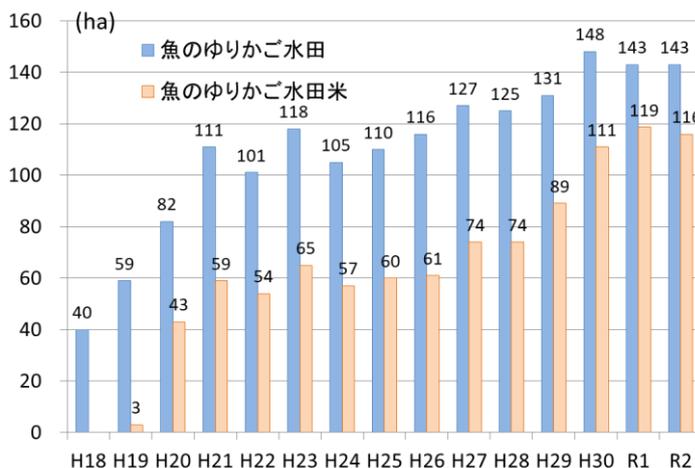
令和2年度には、県内外に認知度を高めるためパッケージデザインを作成しました。



写真 魚のゆりかご水田米パッケージデザイン



◆魚のゆりかご水田の取組状況の推移



●多自然川づくり

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。

<流域政策局>



大川総合流域防災事業
(長浜市)

●琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針

～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。

<流域政策局>

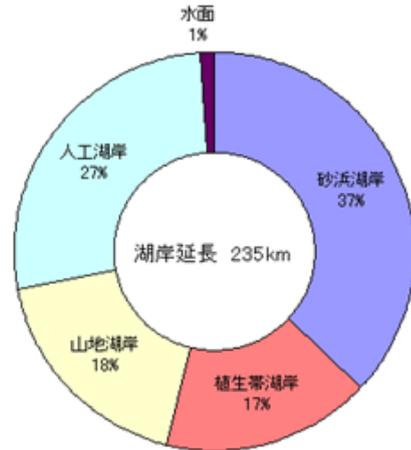
■基本方針

- ・人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ・事業の評価を施策に反映
- ・地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類

- ・砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
- ・植生帯湖岸：水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
- ・山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
- ・人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
- ・水面：河口部などの水面。

※水際線： B.S.L.(琵琶湖基準水位) ±0.0m付近として調査した。



【平成 14 年 (2002 年)
河港課 (現流域政策局) 調査】

◆砂浜湖岸の保全・再生



高島市安曇川町四津川 他

湖岸の保全と自然環境の再生を図るために、砂浜の侵食防止を目的とした突堤工や養浜工等を行っています。

琵琶湖森林づくり基本計画

<森林政策課>

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成 16 年 (2004 年) 3月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するためのアクションプランとして、同年 12 月に、「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりを推進してきました。

琵琶湖森林づくり基本計画 (第 1 期:平成 27 年度~令和 2 年度) では、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいくため、戦略プロジェクトとして「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げ取組を進めました。



琵琶湖森林づくり基本計画に掲げる
4つの方針

令和3年度から始まる第2期計画（令和12年度までの10年間）では、第1期計画の総括を踏まえ、引き続き森林整備や県産材の利用、森林環境学習「やまのこ」などを進めることに加えて、新たに森林づくりと農山村の活性化を一体的に行う「やまの健康」の取組や、気象災害の頻発に伴う風倒木などの被害に対応する災害に強い森林づくり、公共建築物の木造化の促進、森林・林業の人材育成などについて、重点的に進めていきます。

■生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなどの水源かん養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

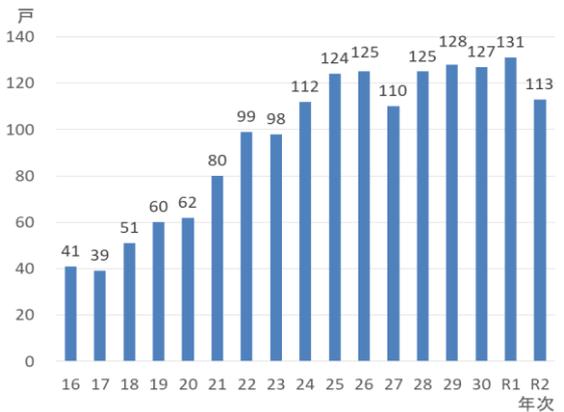
■県産材の安定供給体制の確立

森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの連携した取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、川上においては、搬出間伐等の素材生産を推進するとともに、伐採・再造林による森林の更新を推進します。

川中では、県産材の流通拡大を進めるため、木材流通センターを核とした県産材の加工・流通体制の強化に取り組みます。

川下では、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発を行い、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進します。



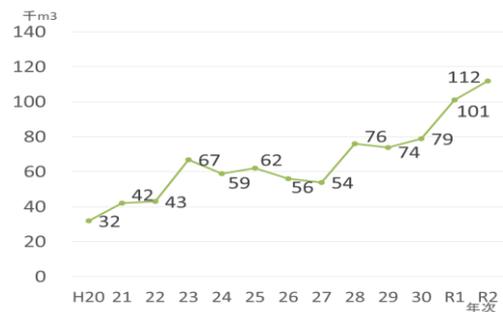
県産材を使用した住宅の助成戸数

森林づくりの推進

●県産材の生産

<森林政策課>

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業の活性化による適切な森林整備や素材生産を推進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠です。令和2年(2020年)の県産材の生産量は112千m³となっています。また、平成24年(2012年)に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成27年(2015年)には米原市において木質バイオマス発電施設が稼働するなど、県産材の利用を図る施設整備が行われています。



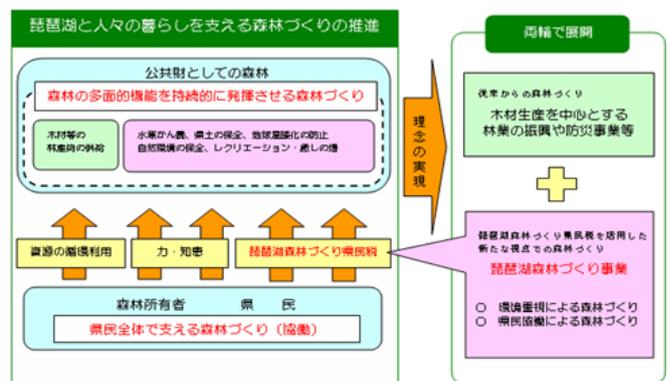
本県の素材生産量の推移

●琵琶湖森林づくり県民税

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を受けている県民の皆さんに共同してご負担いただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割りの額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200~88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。

<税政課、森林政策課>



●「緑の募金」活動の推進

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、(公財)滋賀県緑化推進会が、春(4月1日～5月31日)と秋(9月1日～10月31日)に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。

<森林政策課>



募金の様子

●環境に配慮した森林づくりの推進

<森林政策課、森林保全課>

森林は、県土の保全、水源の^{かん}涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

一方で、人工林のうち間伐などの保育が必要な森林が未だ多くを占めるなか、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齢の樹木が混在する環境林へ転換するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、令和2年度は、森林を健全な状態に保つための間伐等の森林整備を1,827ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林は、保安林の指定を進め、令和2年度末の保安林面積は、67,676haと民有林面積の約37%を占めています。

一方、近年は水源林周辺の目的不明な森林の取得など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。林野庁の調査によると、平成18年(2006年)から令和元年(2019年)において、居住地が海外にある外国法人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて264件、2,305ha確認されています。そのため、本県を含む18道県(平成30年末時点)が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

■(一社)滋賀県造林公社の本格的な伐採

(一社)滋賀県造林公社は、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる^{もり}公社林づくり」を経営理念に県内森林面積の約1/10の森林を整備しています。

また、この造林公社の森林は、平成27年度から順次伐期を迎えているところであり、この森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう配慮しながら木材生産を進めています。

造林公社は、琵琶湖の水源林としての森林を保全するとともに、木材生産が県内林業の活性化に繋がるよう、林業の成長産業化の牽引役として重要な役割を担っています。

●巨樹・巨木林の保全

<自然環境保全課>

水源の森に残された貴重な巨樹・巨木林を次世代に残すため、県、市、森林所有者等との間で巨木の保全にかかる協定を締結し、保全活動等に対して実施する保全活動や周辺環境整備を支援しています。(令和元年度まで高島市朽木と長浜市余呉町および木之本町にて404本の巨木の保全協定を締結)



トチノキの巨木

●県民の協働による森林づくりの推進

<森林政策課>

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。



企業の方々と森林所有者の整備作業

■ 県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(令和2年度実績 1地区)

■ 森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるよう、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。

(「森づくりネット・しが」への登録 80 団体)

● 企業の森づくり

<森林政策課>

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。

● 次代の森林を支える人づくりの推進

<森林政策課>

森林を適切に保管理していく上で、県産材の有効利用の促進が大変重要となっています。このため、森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保に取り組んでいます。また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園や、山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。

水源涵養対策の推進

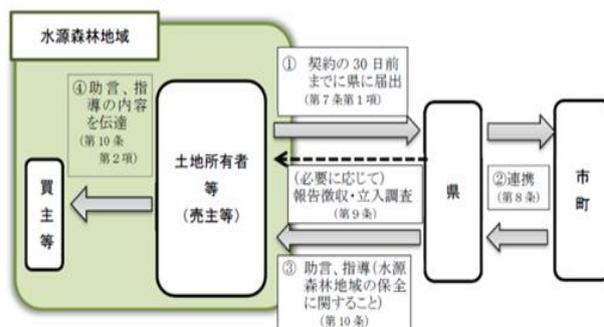
● 水源森林地域の保全（滋賀県水源森林地域保全条例）

<森林政策課、森林保全課>

滋賀の森林は琵琶湖等の重要な水源であることから、「琵琶湖森林づくり条例」第 12 条に森林の水源涵養機能の維持および増進を図るために県が必要な措置を講ずることを規定し、その必要な措置として、平成 27 年（2015 年）3 月に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しました。

この条例では、森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を「水源森林地域」として指定するとともに、その地域内の適正な土地利用の確保を図るために、土地の売買等の契約（贈与や地上権の設定契約なども含みます。）を締結しようとするときは、30 日前までに土地の所在や利用目的等について、県に届出をしていただくことを定めています。

また、平成 27 年度から県内 5 力所の森林整備事務所と支所に「水源林保全巡視員」を配置し、森林の被害状況の調査や林業関連施設の点検などを行い、水源林の巡視を強化しています。



滋賀県水源森林地域保全条例に基づく事前届出の流れ

● 林地の保全

<森林保全課>

琵琶湖を取り巻く本県の森林は、その多様な機能の一つとして水源涵養機能（洪水緩和機能、水資源貯留・水量調節機能、水質浄化機能など）を発揮していますが、局地的豪雨による林地崩壊や間伐などの手入れ不足森林の増加により、機能が低下した森林も存在しています。これらの森林の機能回復・向上について、治山事業では、水源地域の保安林における森林整備および山地保全のための事業を積極的に推進し、森林の持つ水源の涵養機能の充実強化を図っています。

山地災害危険地区（山崩れ、地すべり及び土石流などにより人家や公共施設に直接被害が及ぶ恐れがある山の斜面や溪流）の指定箇所における令和2年度確定の着手箇所は 1,270 箇所です。



施工前

施工後

(高島市朽木村井)

■復旧治山事業



米原市樽ヶ畑

山地災害による被害を復旧するために、溪流や山腹斜面を安定させる施設の整備を行っています。

■水源森林再生対策事業

国土の保全、良質な生活用水の確保のために、荒廃地、荒廃移行地などの復旧整備および荒廃森林などの整備を実施しています。

●農地の保全

〈農政課、耕地課、農村振興課〉

農地の水源涵養等の多面的な機能は、農業生産が安定的に営まれることで発揮されるため、農地や施設の適切な保全が必要です。

しかし、農業従事者の減少や高齢化などにより、農地や施設の維持管理が困難となり、中山間地域等を中心に耕作放棄地が増加しています。

このため、農地転用許可制度・農業振興地域制度の適切な運用や、農業委員会における農地利用の最適化活動への支援により、優良農地の確保と効率的な土地利用に向けて調整を図っています。

また、農業用水を安定的に供給するため、アセットマネジメント手法により計画的・効率的に農業水利施設の保全・更新対策を推進しています。

さらに、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」などにより、農地や施設の保全活動に対して支援をしています。

●砂防事業の推進

〈砂防課〉

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入しています。周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急であるうえに地質は風化花崗岩と古生層地帯で大部分が構成されています。

集中豪雨時の土砂の流出に対して、堰堤など溪流の保全を推進することで、保水機能や水質浄化機能を持つ土壌層の安定化を図ります。



本谷川砂防堰堤（長浜市）